

各位

焼津市商工観光課

2025 年大阪・関西万博出展業務委託プロポーザルについて、各社から頂戴いたしました質問に対し、次のとおり回答いたします。

回 答 書

質 問	回 答
1 実施要領 2-(3) 熱海市と共同出展ということは予算上限額が各々の市の上限額が530万円ということでしょうか？今回は焼津市様だけで上限530万円を積算すればよいでしょうか？	お見込みのとおり、本市530万円、熱海市530万円の予算上限額であり、合計の1,060万円が事業総額です。 提案内容につきましては、事業総額をもとにご提案をお願いしますが、積算につきましては本市の上限である530万円でお願いいたします。
2 実施要領 2-(3) 提案上限額 5,300,000 円は2市の合計金額でしょうか？ それとも 5,300,000 円×2市となりますでしょうか？	上記のとおりです。
3 仕様書 5-(1) WASSE の展示に係わる従事者（搬入撤去含む）は万博内にあると思いますが、入場パスは受託者にご用意いただけるのでしょうか？別途 入場券購入する場合費用に算入しなければならないのでご回答ください	従事者には無料の入場パスが発行される予定です。
4 仕様書 5-(3)カ 2市職員の休憩や荷物置場としての控室はブーススペース以外にございますか。	現時点では、2市ブース以外にストックルームや倉庫の用意はありません。ノベルティ等も含め保管場所についても提案内でご検討をお願いします。 職員の控室として、展示場外にトレーラーが配置される予定です。

5 仕様書 5-(3)カ ゆるキャラ、パンフ在庫などかなりの量になる可能性があります。別にストックルーム又は倉庫を用意するお考えはありますでしょうか？ ブースがあまり大きくないのでストックルームにあまり大きくスペースが取れないと思われます。	現時点では、2市ブース以外にストックルームや倉庫の用意はありません。ノベルティ等も含め保管場所につきましても提案内でご検討をお願いします。
6 仕様書 5-(3)キ 焼津温泉の運搬は積算に入れますが、温泉の代金は不要と考えれば良いでしょうか？	お見込みのとおり、温泉の代金は不要です（2市にて負担）。 なお、各温泉の提供（取水）場所は以下を予定しています。 【熱海温泉】 熱海市上宿町4番30号地先 市街地1号貯湯槽 【焼津温泉】 焼津市中港1丁目95番1号
7 仕様書 5-(3)キ 源泉自体は委託費に含まれるでしょうか。	上記のとおり、温泉の代金は不要です（2市にて負担）。
8 仕様書 5-(3)ク 温泉の運搬、管理、交換に際しタンクローリー（3t車2台）を想定しておりますが、会場（ブース）横づけでの作業ができる前提でよろしいでしょうか？また、夜間も駐車しておける場所がありますでしょうか？	展示場内へは4t車以下（総重量8t未満の車両）まで、高さ4.5m以下の車両のみ乗り入れが可能です。 現時点では、ブースへの横づけにつきましては調整中です。ホース等での送水対応が必要となる可能性があります。 また、搬出入のための停車スペースは各ブース1台分用意がありますが、夜間等の駐車スペースについては受託者の手配といたします。
9 仕様書 5-(3)ケ 水道光熱費にて計上する金額はどれくらいの予算をみておけばよろしいでしょうか？	電気使用料については66円/kwhで計上をお願いします。 なお、仕様書別添「ブース設備概要」の基本設備に含まれる照明等は共益費（16万円）に含まれます。 現時点では、ブース内に手洗い設備等は設置せず、試食等につきましても水道を使用しない前提でご提案をお願いします。

10 仕様書 5-(6)イ 共益費 160,000 円は 2 市分の費用でしょうか？それとも 160,000 円×2 市となりますでしょうか？	予算上限額同様、共益費につきましても 160,000 円×2 市とお考え下さい。
11 ブース設備概要-基礎小間 設計上トラスとシステムパネルが不便となる場合、撤去は可能でしょうか？ またシステムパネルが必須の場合、解放面は正面のみでしょうか？	システムパネルの撤去は可能です。 現時点でのレイアウトでは、3 m と 6 m の 2 面が他グループのブースと接するため、システムパネルとなる予定です。 「LOCAL JAPAN 展」会場ゾーニング(案)を別途メールにて応募者にお送りします。 ※現時点での内容となり、今後変更となる可能性があります
12 ブース設備概要-基礎小間 ブース位置によって解放する面数が異なると思いますが、今回は 1 面開放、2 面開放のどちらでしょうか。	現時点では 2 面開放を予定しています。別途メールにて応募者にお送りする「LOCAL JAPAN 展」会場ゾーニング(案)をご参照ください
13 ブース設備概要-装飾規約 2-③ 高さ制限について、展示場内の装飾は高さ制限 3,600mm 以下、バナーやタペストリーなどは高さ 4,500mm 以下という記載があり、サイズが異なります。もう少し具体的にご教示いただけますでしょうか。	「展示場内の装飾」につきまして、2 市ブース全体の壁(システムパネル等)に相当するものに装飾することを指しており、高さ 3.6m 以下とすることが求められています。 一方で「バナーやタペストリー・幕類」につきましては、2 市ブース外の会場全体の天井からぶら下げる等を行う宣伝行為を指していました。 本項目は本市仕様に関係ない項目ですので、「バナーやタペストリー」は設置しない内容でご提案をお願いします。